

質問 中川議員（共産・岐阜市）令和7年10月3日（金）

3 差別や排外的な考えに対するヘイトスピーチ解消法に基づいた対応について

（1）事実に基づいたデマへの対応について

答弁 知事

岐阜県では、かねてから県内に在住する外国人の方々については、地域社会を構成する「外国籍の岐阜県民」と認識して、お互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図ることにより、「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会」の実現を目指してまいりました。

私自身、総合企画部の次長として多文化共生の担当で、まさにこれを推進しております。

そのため、多文化共生意識の醸成など様々な取組を進めているところでございますけれども、特に、地域の活力の維持、向上を図っていくため外国人材を雇用する企業に対する伴走型のコンサルティング、外国人介護人材受入れに対するセミナーなどに取り組んできたところでございます。

そうした中にありまして、議員のご指摘のとおり、現在、日本国内において、特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく一律に排除・排斥することをあおり立てたり、見下したりする行為が生じているところでございます。

こうした排外的な言動に至る背景には、将来への不安や、自身の置かれた現状に対する不満があるのではないかという意見があることは理解をしております。

しかしながら、こうした差別や排外的な動きは、決して許されるものではなく、社会の健全な発展という観点から好ましいものではないと認識しております。

私もEUの職員として海外で働く中で、差別というものの恐ろしさ、悲惨さを、しっかり認識しております。

そして、県では、人権啓発センターや在住外国人相談センターなどを通じまして、人権侵害となるSNSへの投稿などを把握した場合は、法務局など関係機関と連携してプロバイダへの削除を要請するなど、事案解決に向けた取組を実施することとしておりますが、現在のところ、まだそうした事案は生じておりません。

一方で、外国人材の活用に関する県の事業を、移民政策と誤解した県内外の方から、県のホームページ等を通じて、犯罪の急増を懸念して受入れ反対といったご意見をいただいた例があります。

ちなみに、外国人犯罪の検挙件数ですが、本県では令和6年は令和5年と比較すると20.4%の増とはなっておりますけれども、3年前の令和3年と比較すると2.2%の増に留まっており、必ずしも急増しているとはいえないと思っております。

このように、情報の捉え方や切り取り方によって印象は大きく異なることから、より正確な情報に基づいて冷静に対応してまいりたいと考えております。

また、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」に基づく地方公共団体の取組として「相談体制の整備」のほか、「教育の充実」、「啓発活動」にも引き続き取り組んでまいります。

担 当 課 人権施策推進課

電話番号 058-272-8250

メー ル c11227@pref.gifu.lg.jp